

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について

弊社では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、仕事と家庭生活・子育てを両立できる労働環境の整備を実現するため「一般事業主行動計画」を策定しています。

○次世代育成支援対策推進法とは

次代の社会を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つ環境の整備を行うための法律です。

○一般事業主行動計画とは

企業が、仕事と家庭の両立を図るための雇用環境の整備や、多様な労働条件の整備などを行うために策定する計画です。

1. 計画期間 令和5年4月1日 ～ 令和8年3月31日

2. 目標

妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境を整備する

3. 取り組み

- ① 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制を整備する
- ② 育児・介護休業法の育児制度を上回る期間についても対応する
- ③ 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備する
 - 1) 育児休業中の代替要員の確保や業務体制の見直しを図る
 - 2) 育児休業後における原職または原職相当職への復帰のための体制づくりを図る
- ④ 育児休業等を取得し、又は子育てを行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるように、能力の向上のための取り組みを行う
- ⑤ 子供を育てる労働者の時短就業を認める等、休暇について利用しやすい制度の導入を図る
- ⑥ 子育てのために必要な費用の貸付の実施など、子育てをしながら働く労働者に配慮した措置を実施する
- ⑦ 働き方の見直しに資する多様な労働条件を整備する
 - 1) 所定外労働の削減のための措置の実施
 - 2) 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施
 - 3) 短時間正社員制度の導入と定着
- ⑧ トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会を確保を図る